

7 公立東京給第1280号
令和7年11月27日

各所属所長 殿

公立学校共済組合東京支部長
坂本 雅彦
(公印省略)

「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明
による被扶養者認定の円滑化の取扱いの恒久化について（通知）

日頃より、公立学校共済組合の業務運営に関して、御理解・御協力いただきありがとうございます。
本取扱いはこれまで当面の対応として実施してきましたが、この度、厚生労働省通知が発出され、恒久的な取扱いとすることとされました。このため、公立学校共済組合東京支部（以下「公立共済」という。）では、「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて（通知）（令和5年11月14日付5公立東京給第1596号）（以下「公立共済通知」という。）を一部改正し、下記のとおり取扱うことといたしました。

つきましては、本取扱いについて組合員に御周知いただくとともに、被扶養者認定等の手続に当たり適切な事務処理をお願いいたします。

記

1 年収の壁・支援強化パッケージの恒久化

これまで当面の対応として実施してきたものをそのまま恒久的な取扱いとするものであるため、取扱いの内容等については変更ありません。ただし、対象回数については注意が必要です。

2 対象回数

従前どおり連続する2回までが対象です。

3 連続2回適用後の取扱い

(1) 本則

公立共済では、回数の基準日を各年の7月1日として、基準日までの間に「一時期的な収入変動である旨の事業主の証明」（以下「事業主証明書」という。）を用いることを1回としています。

このため、令和6年及び令和7年の各基準日までの間にそれぞれ事業主証明書を用いた場合には、令和7年7月1日時点で連続2回となり、以後、収入限度額を超過（年額収入限度額を超過又は月額収入限度額を3か月連続して超過。以下同じ。）した時点で認定取消となります。

(2) 経過措置

令和7年7月～令和7年11月の間に一時的な収入変動によって収入限度額を超過した場合で、この間の事業主証明書を提出できる場合は、令和7年の基準日を令和7年12月1日とします。ただし、この場合は、令和7年12月1日で認定取消とします。

4 再認定の取扱いについて

上記3により認定取消となった場合で、認定取消となった時点と同一の事業所及び雇用契約で引き続

き雇用されている場合であっても、3か月連続して月額収入限度額未満であることが確認できれば、収入減少を理由とする再認定が可能です。

再認定された場合は、対象回数は0回となります（連続2回がクリアされます。）。以後、再び事業主証明書を用いることができます。

5 適用日

本通知による取扱いは、本通知施行日から適用します。

6 本通知による取扱いの具体例

別紙1を参照してください。

7 公立共済通知の一部改正

別紙2のとおり。

本取扱いについての具体的な事務手続、提出書類、事業主証明書の様式等は、別紙2を参照してください。

8 配布物（案内用リーフレット）

本通知による取扱いについて、組合員向け案内用リーフレットを作成いたしましたので、各所属所におかれましては、組合員の皆様への周知をお願いいたします。

別紙3 「組合員の皆様へ 年収の壁・支援強化パッケージが恒久化されます」

9 添付資料

国通知一式

- ・ 令和7年10月10日付総務省事務連絡「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いの恒久化について
- ・ 令和7年10月1日付保育発1001第1号厚生労働省保険局保険課長通知「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いの恒久化について

担当

公立学校共済組合東京支部 給付貸付課資格担当

鈴木・土肥

電話 03-5320-6826

公立学校共済組合東京支部における取扱い（経過措置）の具体例

【図について】

- ※ 証明書は「一時的な収入変動である旨の事業主の証明」を示す。
- ※ 手続欄の塗りつぶし部分は認定期間を示す。（特別認定 ）
- ※ 手続欄を指す矢印は証明書の提出時期を示す。（提出 ）

(例1) 本則

- 令和6年及び令和7年の要件確認で事業主証明書を適用し、認定継続を行った。
 - 令和7年7月～令和7年9月の収入が月額収入限度額を超過した。
 - 令和7年7月～令和7年9月の事業主証明書は提出できない（一時的な収入変動によるものではないため。）。
- 基準日時点で事業主証明書を2回連続して適用後、令和7年9月に3か月連続で収入限度額を超過したため、4か月目の初日である令和7年10月1日で認定取消。

	R6.3.1	6.1	7.1	8.1	11.1	12.1	R7.3.1	7.1	10.1
手続									
収入超過	3か月			3か月		3か月		3か月	
証明期間									
提出時期									
提出枚数	1枚			2枚					
対象回数	1回						2回		

(例2) 本則

- 令和6年及び令和7年の要件確認で事業主証明書を適用し、認定継続を行った。
 - 令和7年10月～令和7年12月の収入が月額収入限度額を超過した。
 - 令和7年10月～令和7年12月の事業主証明書は提出できない（一時的な収入変動によるものであったとしても、収入超過月である令和7年12月が経過措置期間である令和7年7月～令和7年11月の間でないため。）。
- 基準日時点で事業主証明書を2回連続して適用後、令和7年12月に3か月連続で収入限度額を超過したため、4か月目の初日である令和8年1月1日で認定取消。

	R6.3.1	6.1	7.1	8.1	11.1	12.1	R7.3.1	7.1	10.1	R8.1.1
手続										
収入超過	3か月			3か月		3か月			3か月	
証明期間										
提出時期										
提出枚数	1枚			2枚						
対象回数	1回						2回			

(例3) 経過措置

- 令和6年及び令和7年の要件確認で事業主証明書を適用し、認定継続を行った。
- 令和7年7月～令和7年9月の収入が月額収入限度額を超過した。
- 令和7年7月～令和7年9月の事業主証明書を提出した（一時的な収入変動によるものであるため。）。

→ 経過措置により、令和7年の基準日を令和7年12月1日とし、基準日時点での事業主証明書を2回連続して適用後、令和7年12月1日で認定取消。

	R6.3.1	6.1	7.1	8.1	11.1	12.1	R7.3.1	7.1	10.1	12.1
手続			R6要件確認					R7要件確認		
収入超過		3か月		3か月		3か月		3か月		
証明期間		↔		↔		↔		↔		
提出時期		証明書		証明書		証明書		証明書		取消
提出枚数		1枚					3枚			
対象回数		1回					2回（基準日：令和7年12月1日）			